

第11回小動物臨床委員会の会議概要

(小動物臨床部会常設委員会)

I 日時 平成22年10月5日(火) 13:30~16:30

II 場所 日本獣医師会会議室

III 出席者

【委員長】 細井戸 大成 日本獣医師会理事(小動物臨床部会長)

【副委員長】 西間 久高 北九州市獣医師会会長

【委員】 大草 潔 仙台市獣医師会副会長
鎌倉 啓次 広島県獣医師会(鎌倉総合動物病院院長)
木俣 新 日本動物病院福祉協会理事
佐野 明彦 高知県獣医師会理事(佐野獣医科病院副院長)
中市 統三 山口大学農学部教授
樋口 雅仁 大分県獣医師会副会長
藤井 康一 横浜市獣医師会(藤井動物病院院長)
山本 雅昭 北海道獣医師会理事
吉永 祐二 愛知県獣医師会専務理事

(欠席委員) 川田 睦 大阪市獣医師会(株式会社ネオ・ベッツ取締役・VRセンター長)

【オブザーバー】 佐々木 勝憲 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐

【本会】 中川 秀樹(副会長)、大森 伸男(専務理事)ほか

IV 議事

- 1 第10回小動物委員会の検討結果
- 2 第3次獣医療基本方針の制定
- 3 動物看護職制度在り方検討委員会における検討の経過
- 4 小動物臨床における卒後臨床研修プログラムの在り方
- 5 小動物獣医療における安楽死処置の在り方

V 会議概要

(1) 中川副会長から、開会に当たり大要次の挨拶があった。

ア 本年9月1日付けで、農林水産省から平成32年度を目標年度とする獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下、「第3次獣医療基本方針」という。）が公表され、内容について会長から地方獣医師会に通知したところである。

イ 第3次獣医療基本方針の中では、小動物獣医療に関する記載もいくつかあり、現行の獣医療基本方針と比較すると画期的なことである。このことは、近年の小動物獣医療に対する社会的要請の高まりとそこでの獣医師の役割の重要性が適切に反映された結果と考える。今後の都道府県計画の策定に当たっては、各地方獣医師会における積極的な対応を求めたい。

ウ 一方、大学における獣医学生に対する参加型臨床実習の実施についても、第3次獣医療基本方針の検討に当たって獣医事審議会計画部会の下に設置されたワーキンググループによりその条件整備等が検討され、その結果を受け、農林水産省から獣医学生の臨床実習における獣医師法第17条の適用について考え方が示され、各大学における教育カリキュラムの中で、それぞれが定めるガイドラインに従って、獣医学生の飼育動物に対する診療行為が許容されることが示された。一部の大学では、すでにガイドラインを定め、取り組みが始められている。

エ 小動物獣医療の果たす社会的役割が一層重要性を増し、その公益性が高まっていく中、本委員会においては諸課題の検討を積極的に進め、将来性のある提言を取りまとめていただけるよう、委員各位のご協力をお願いする。

(2) 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 佐々木課長補佐から「7月に着任したばかりであるが、皆様のご協力をいただきながら取り組んでまいりたい。今後の検討により、臨床現場に役立つ提言等をいただきたい。」旨挨拶された。

1 第10回小動物委員会の検討結果

事務局から、資料に基づき前回会議概要が簡潔に説明され、了解された。

2 第3次獣医療基本方針の制定

(1) 細井戸委員長から、資料に基づき第3次獣医療基本方針の制定に係る概要が説明された。

ア 獣医事審議会計画部会における検討に当たっては、部会長である山根会長をはじめ、委員として藏内副会長、中川副会長、細井戸理事が参加した。

イ 山根会長からは、検討に当たって特に以下の強い要望が出された。

(ア) 実効性のあるものにする事。

(イ) 目標年度である平成32年までの間、折にふれ実施状況の検証を行い、第4次獣医療基本方針の検討時期まで放置されるようなことのないようにすること。

ウ 獣医師の職域の多様性にかんがみ、検討に当たっては、小動物分野、産業動物分野、

公務員分野、民間・研究分野それぞれについて検討するための分野別ワーキンググループが設置された。

エ 制定された第3次獣医療基本方針には、本会の活動指針であり、2010動物感謝デー in JAPAN のテーマでもあった、「一動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。一」の基になった考え方である「One Health」についても明記されている。

オ 今後、各都道府県における都道府県計画の策定が進められ、その検討に当たっては各地方獣医師会会長に協力が求められるであろうが、委員各位におかれては、経緯・趣旨等十分に理解のうえ、各地域での検討に積極的な関与をお願いしたい。

(2) 細井戸委員長から、資料に基づき、第3次獣医療基本方針の本文から小動物分野に係る記述を中心に紹介され、内容が確認された。

(3) 小動物獣医療の提供について、出席者により以下の意見交換が行われた。

ア 「診療料金の全国的な平準化や産業動物診療における家畜共済制度のような保険制度の設置について、将来的な見通しはどうか。」との質問に対し、佐々木課長補佐から、「小動物診療に対して産業動物のように国費を使つての施策を行うことの是非等、議論が定まっていない面もあり、現状では考えていない」と回答された。

イ 「専門医の科目名については、どこまで掲げられるのか。」との質問に対し、佐々木課長補佐から「法令等に定められている範囲で認められるが、個別具体的なことは別途ご相談いただきたい。」と回答された。

ウ 「今回の第3次獣医療基本方針では夜間・休日診療施設についても記載があるが、今後各地方獣医師会に施設の設置を要請するのか。」と質問され、細井戸委員長から「前期の委員会で地方獣医師会における実施が望ましい旨の結論が出されたが、強制するものではない。」と回答された。

エ 「地方獣医師会が夜間・休日診療施設を設置した場合、基本方針の記載を根拠に公益性が認められるのか。」と質問され、佐々木課長補佐から「公益性の判断は内閣府が行うものである。」と回答された。

(4) 大森専務理事から、以下が補足された。

ア 今回制定された第3次獣医療基本方針は、向こう10年間を見据えた全国的な方針である。今後、各都道府県において都道府県計画が策定される際には、各地方獣医師会がその検討に加わることになっている。

イ 今回の基本方針の内容を各地域の実情に合わせてどのように具体化し、推進していくかについては各都道府県において各々検討され、都道府県計画に書き込まれるものである。

ウ 今後、各地方獣医師会には、都道府県から都道府県計画策定のための検討に参加されたい旨依頼があるので、是非とも積極的な対応をお願いしたい。今回のチャンスを逃すと、次は10年後まで機会は巡ってこない。

(5) 獣医学教育課程における参加型臨床実習について、細井戸委員長から資料に基づき

これまで法令解釈上行うことができなかつた飼育動物に対する獣医学生による診療行為について、獣医事審議会計画部会での検討を経て、一定の条件のもとでその実施が可能であるとする考え方が農林水産省から示された旨が説明された後、出席者による意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。

- ア 農林水産省からの通知を受けて、各大学でもガイドラインの整備等参加型臨床実習の実施の取り組みを進めているが、その対応には大学ごとに温度差がある。
- イ 大学にとっては、「今までできなかったものができるようになる」というよりもむしろ、「今まで法令のグレーゾーンの中でやってきたことが明確に規定され、事故等の際の対応などがしやすくなる」という意識が強い。検討に当たつたのももとの趣旨である、在学中に診療技術を実地に学ばせ、診療現場でのコミュニケーションに触れさせるという目的が必ずしも意識されているとは言い難い。
- ウ 新卒者を受け入れる立場の動物診療施設側としては、即戦力となる獣医師の採用を希望しており、大学における実習・研修体制の一層の充実が望まれる。
- エ 参加型臨床実習の取り組みが進むことは診療の質の向上に大きく寄与するものであり、今後向かおうとしている方向性は素晴らしいが、大学の現実に目を向けると、多くの大学で教員数が不足しており、獣医学教育の改善なくして取り組みの充実は望めない。

(6) 中川副会長から、参加型臨床実習に係り、以下が補足された。

- ア 学生に対する参加型臨床実習に当たっては、診療技術・能力を身に着けることのみを目的とするのではなく、指導教官に伴われて診療現場を体験することが重要である。
- イ 参加型臨床実習の目的の一つは、診療の現場で、その雰囲気に触れることにより社会（飼育者）が望む獣医師のありよう、チーム医療の大切さなどを実体験として学ばせることにある。
- ウ こうした目的を見失うことなく、各大学で今後とも参加型臨床実習の実施が積極的に進められることを希望する。

3 動物看護職制度在り方検討委員会における検討の経過

(1) 細井戸委員長から、資料に基づき動物看護職制度在り方検討委員会における検討の経過が説明された。

- ア 委員会は、日本獣医師会小動物臨床部会の部会委員会として位置づけられているが、動物看護職に係る民間認定資格を付与している日本動物看護学会、日本小動物獣医師会、日本動物病院福祉協会、全日本獣医師共同組合、日本動物衛生看護師協会の主要認定5団体の代表者、全国動物教育協議会代表者、全国動物保健看護系大学協会代表者に加え、日本獣医師会、日本動物看護職協会それぞれの代表者が委員として参加し、関係者が一堂に会して今後の方針を検討し、施策推進に向けた意思統一の場として重要な役割を担っている。
- イ 動物看護職の将来的な資格制度化も視野に入れつつ、現在それぞれの養成・認定団体が独自に行っている教育カリキュラムと資格認定の高位平準化が求められており、その対応を図るという点で主要5団体の意思統一は図られている。

- ウ 統一認定の実現には統一試験の実施が不可欠である。本来であれば、統一試験の出題範囲等について詳細に検討する中で、合格するために基本的なカリキュラムを検討し、それに基づいて全国で統一的な教育が実施され、そのうえで統一試験の実施、統一認定へと進んでゆくのが順当な流れである。しかし、現状の動物看護職をめぐる状況をみると、主要5団体の中でもカリキュラム等にばらつきがある上、主要5団体以外まで視野を広げると各種学校等から大学まであらゆる養形成態が乱立し、それぞれの事情に応じた認定が行われている現状にあって、統一的なカリキュラムの策定、全国的な実施をまず先に進めることには大きな困難が予想される。
- エ そこで、まずは主要5団体が統一認定試験を行い、統一認定資格者を輩出する一方、統一認定資格保持者が他の動物看護職者に比べて就業環境が優遇されるよう環境整備を図りつつ、現職の動物看護職や主要5団体以外の認定を受けた者にも統一認定試験の門戸を広げ、統一認定資格取得への機運を高めることを優先する方向で検討を進めている。統一試験の出題範囲等については、現在主要認定5団体が行っている認定試験等をベースにして標準的な出題内容を検討の上統一試験を実施する。
- オ 統一試験の実施については、日本獣医師会、日本獣医学会、日本動物看護職協会及び主要認定5団体等により設立される機構が主体となって、平成25年春に第1回目の統一認定試験を行う旨合意されている。このことについて、詳細は明日開催される第3回認定斉一化検討小委員会・統一カリキュラム策定検討小委員会合同会議において検討される予定である。
- カ 動物看護職制度在り方検討委員会では、本年2月、検討を要する論点ごとに、就業環境整備検討小委員会、認定斉一化検討小委員会、統一カリキュラム策定検討小委員会、動物医療のチーム医療体制整備検討小委員会の4つの小委員会を設置した。
- キ 統一認定資格保持者の業務範囲（資格の非保持者との差別化）等については今後の検討課題であるが、動物看護職が一つの職業として社会的地位を確立するための第一歩である統一資格認定について、関係者の支援をお願いしたい。特に各動物診療施設においては、統一認定施行後の統一資格保持者の積極雇用と優遇について、特段の協力をお願いしたい。
- ク 産業動物分野においても、宮崎における口蹄疫の発生に対する対応を契機にチーム医療の必要性がクローズアップされているところであり、今後の獣医療の質の向上のためにも、獣医療を補助する者の制度のより一層の発展が求められている。

(2) 出席者により、大要以下の意見交換が行われた。

- ア 委員から、「今後、統一資格化に向けた動きが加速していったとき、現職の動物看護職従事者の扱いはどうなるのか。」と質問され、細井戸委員長から、「無条件に統一認定資格保持者と同等の扱いをすることはできない。それなりに勉強したうえで、統一試験を受験していただくよう求めたい。」と回答された。
- イ 委員から、「各団体の利害関係の対立や統一試験実施準備にかかる費用負担を巡る問題等はないのか。」と質問され、細井戸委員長から、「主要認定5団体の間ではすでに十分な調整・合意がなされており、今後とも各団体で協議しつつ共同で作業を進めていく旨聞いている。」と回答された。

4 小動物臨床における卒後臨床研修プログラムの在り方

(1) 細井戸委員長から、資料に基づき検討内容について説明された。

ア 今期委員会における検討の柱である小動物臨床における卒後臨床研修の在り方については、平成18年に農林水産省により臨床研修に関する通知が一部改正され、小動物診療施設を農林水産大臣が臨床研修施設として指定する際の指定基準が定められた。その後、基準の一部見直し等が行われて現在に至っているが、現在までに指定を受けた施設は日本動物高度医療センターの1例にとどまっており、卒後臨床研修の実施の促進が図られているとは言い難い。

イ 農林水産大臣指定臨床研修施設になることのメリットとしては、今年度日本獣医師会が実施する獣医療提供体制整備推進総合対策事業において、国の予算の枠組みの中で高度研修が実施されている例にもあるように、施設に対する一般的な評価が高まること、広告制限の特例として大臣指定臨床研修施設であることを広告できることなどがある。

ウ 各地の診療施設で新卒者を受け入れた時にモデルとなる研修プログラムの提示など、今後詳細な検討が必要である。

エ 小動物診療の道に進む大学新卒者の動向を見てみると、学生の出身地は全国に分散しているにもかかわらず、研修先として選ぶのは圧倒的に首都圏の診療施設が多く、地方の施設は選ばれにくい傾向がある。

オ 産業動物診療分野の状況を見ると、研修先に北海道を選ぶ学生が多いなど、地域間の格差が大きい。

カ 獣医療の質の向上はもとより、地域間格差の解消と研修機会均等のためにも、全国で統一的に実施する研修プログラムの策定が求められている。診療施設側も、新卒者に対してしっかりとした臨床研修を行っていることと認められること等が信用拡大等のメリットにつながる。

(2) 出席者により、以下の意見交換が行われた。

ア 研修プログラムの策定が必要なのは言うまでもないが、研修を受け入れる診療施設側のマニュアルと研修を受ける獣医師側のマニュアルの双方の作成が必要である。

イ 新卒獣医師を採用する施設に対して、研修プログラムの実施に当たっての何らかの支援策が必要である。

ウ 新卒者が就職先を探す場合、かつては大学の研究室のネットワークで候補先の紹介を受けていたものが、近年では学生がインターネットを利用して自由に探している。「首都圏で、CT、MRIを持っていて、休日が多くて…」というようにホームページから入手できる範囲の情報で選んでしまっている。そこには、「質の高い診療で地域に信頼されている獣医師」「勉強熱心で、確かな技術を持つ獣医師」といった、本来臨床研修先に求めるべき視点はほとんど感じられない。

エ 大臣指定臨床研修施設が順調に増加していくのが最善であることに違いはないが、課題も多く、急激な増加には至っていない。大臣指定施設での研修は、いわば米国におけるレジデントのようなものであるが、現在わが国でまず必要とされているのは、

大学教育を補完し、獣医師としての最低限必要な能力を身に付けさせる実地研修である。

オ 農林水産大臣が指定する研修施設以外にも、日獣が独自に研修施設を指定するなど、研修施設の質を確保しつつ一定水準の研修が行われる場を拡大することが必要である。

カ 大学だけで十分な人数の研修生を受け入れることは到底困難な中、各地の開業施設との有機的な連携が不可欠である。

キ どんなに良い研修プログラムを作っても、出口対策がしっかりしていなければならない。研修プログラムを終了した獣医師にどのような進路、処遇が用意されているのか、そこを明確にして、研修を受けるメリットをアピールしない限り進展はない。

(3) 細井戸委員長から、本件について以下のように取り扱うことが委員に諮られ、了承された。

ア 検討のベースとなる研修プログラムについては、中市委員の協力により大学における研修プログラムを参考としつつ検討する。

イ 詳細な内容は、本委員会の委員を中心に今年度中を目標に検討する。

5 小動物獣医療における安楽死処置の在り方

(1) 協議に先立ち、大森専務理事から検討開始に至る経緯について説明された。

ア 平成17年に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、環境省としても殺処分ゼロを目指して取り組みが進められているところである。

イ 宮崎における口蹄疫対応等、産業動物分野における動物の殺処分についても関心が寄せられている。

ウ 獣畜のと殺と獣医療行為としての殺処分の処置とは全く別のものとして扱うべきであり、区別して考えなければならないが、一定の環境下にある動物を飼育者の求めに応じて殺処分処置を講じることは動物の福祉に反するものではないと考える。

エ 動物の殺処分処置について、獣医師会として一定の考え方を示すべき時期に来ていると考えるが、まずは条件整理が必要である。①いわゆる「安楽死」とはどのようなものか。②処置を行うに当たって許容される条件とは何か。③獣医師と飼育者の関係をどのように考えるか。④適切な処置の手法とはどのようなものか。⑤処置後の飼育者のケアの問題をどうとらえるか。等について、委員各位はじめ専門家の意見も十分に聴取しながら検討を進めていくべきと考えている。

(2) 中川副会長から、本件について以下が補足された。

ア 本会としての考え方を整理し、構成獣医師にしっかり伝えることが大切。動物診療施設においては、家庭動物の殺処分を行わない施設もあると聞くが、やむにやまれぬ事情を抱え、飼育者責任を果たそうと主治医に安楽死処置を依頼したところ断られ、何件もの動物病院を訪ねたもののふだんから付き合いのあるクライアントではないことを理由に断られ続け、最後には動物愛護相談センター等の施設に持ち込む、という事例も聞く。本来これはあってはならないことである。

イ 獣医師個人としての思想・信条は全く自由であるが、そうした理由から安楽死処置を拒否することは、診療の拒否に当たり、応召の義務に反することから獣医師法に違反する。獣医師免許を交付され、公益性の高い業務を担う獣医師が個人的理由で動物の殺処分だけを拒むことはできない。飼育者の責任で行う安楽死処置を獣医療行為として行うことは獣医師の職務である。

(3) 細井戸委員長から、簡単に資料の説明が行われた。特に、今後の検討項目骨子案として以下の内容が示された。

ア 「家庭動物にできる限り苦痛を与えずに殺処分する処置」を示す呼称の検討

環境省「動物の殺処分方法に関する指針」では「殺処分」、日本獣医師会「小動物医療の指針」では「安楽死」、日本獣医師会野生動物委員会報告では「安楽殺処分」とされている呼称について、小動物診療における適切な統一的呼称を検討する必要がある。

イ 処置が許容される条件についての検討

どのような場合に処置が妥当と考えられるかについて、動物側の条件と飼育者側の条件の双方から考える必要がある。

ウ 処置の方法についての検討

推奨される方法、推奨はされないが許容される方法と許容の条件について検討する必要がある。

エ その他の検討事項

(ア) 処置前の飼い主に対する説明

(イ) 処置に当たっての飼い主に対する配慮

(ウ) 処置後の飼い主に対する配慮

(4) 続いて各委員から意見が聴取された。

ア 本会の小動物医療の指針では、「獣医師が飼育者と十分に協議したうえで、飼育者自身の意志、決定の下に当該動物を安楽死させることは、許容される」とされているが、現状では、十分な協議もないままに一方的に安楽死を断る獣医師が多いと思われる。

イ 「飼育に飽きたから」「引っ越し先で飼えるかどうかわからないから」といった飼育者の完全な身勝手に安楽死処置を依頼されても、到底受け入れがたい。しかし、獣医師が処置を拒否すれば、その動物は動物愛護相談センターに持ち込まれることとなり、結果として行政の負担を増やすだけになってしまう。

ウ 飼育者の家族全員の意見を聞いたうえで処置を行うようにしている。

エ 安楽死処置の依頼は、基本的に引き受けないようにしている。ほかの病院で断られた場合も同様。引っ越しなどの理由では一切引き受けない。

オ 病気やけがが重い場合には、やむを得ない選択肢として飼育者に提示することはある。そうでない場合は、長年の付き合いのある飼育者でどうしても断りきれない場合にのみ引き受けているが、基本的には断っている。

カ これまでほとんど実施したことはない。依頼があった場合は法外な値段を要求するようにしている。

- キ この問題については、地方獣医師会内部でも宗教や個人の問題に属するとして扱わないこととしてきた経緯がある。
- ク 依頼があった時、飼育者自身に麻酔薬の入った注射器のピストンを押させたことはある。
- ケ 飼育者と十分に話し合い、ほかにどうしようもないと思われるときだけ、飼育者から申告があった内容（ほかにどうしようもないと納得するに足る状況説明）を記し、獣医師2名がサインした手順書、及び、使用薬剤の種類や量も明記し、飼育者のサイン入りの同意書を作成しているが、実際に使われたのは1例だけである。
- コ 犬や猫が拾われて持ち込まれたときは、拾得者に費用を請求して引き取り手が見つかるまで預かっている。安楽死は行っていない。
- サ ケースバイケースの対応をしている。飼育者が後悔しないように配慮することが大切。
- シ 飼育者からの求めによる処分のほか、行動学的に問題がある飼育動物については獣医師の判断で処分が行える方向についても検討すべきである。

(5) 細井戸委員長から、「様々なご意見があることは承知している。飼育者の身勝手と獣医師が感じたとしても、客観的に単なる我儘かどうかを判断することは難しい。地方獣医師会が検討に深入りできなかったことも理解できる。しかしながら、獣医療に係る様々な職域分野の中でも、最も法整備が遅れている家庭動物診療分野にあって、避けては通れない問題が殺処分の処置である。獣医師会としてこの問題に積極的に取り組み、飼育者との個人的つながりを持つ主治医としての視点、社会を支える公人としての獣医師の視点、その両面から十分に検討し、獣医師の果たす役割について方向性を示す必要がある。」とまとめられた。

(6) 細井戸委員長から、今後、この問題を検討するに当たり、本委員会の下に小委員会を設置して検討すること、小委員会の構成等は委員長及、副委員長一任とし、事務局と調整の上委員を委嘱し会議を開催することについて諮られ、了承された。

VI まとめ

- 1 小動物臨床における卒後臨床研修プログラムの在り方については、大学における研修プログラムを参考に、委員の意見を聴取しつつ取りまとめる。
- 2 小動物獣医療における安楽死処置の在り方については、委員の意見を聴取しつつ、小委員会を設置して検討にあたる。小委員会の構成等に係る詳細は委員長、副委員長一任とし、事務局と調整する。
- 3 細井戸委員長から、上述した2つの協議課題への対応とともに、第3次獣医療基本方針に基づく都道府県計画の策定に係る適切な対応と動物看護職制度の公的資格制度化に向けた対応への協力が依頼された。

- 4 中川副会長から、「本日の検討への協力に感謝する。第3次獣医療基本方針の中に小動物医療がここまで書き込まれているのは画期的なことである。このことは、それほどまでに社会的要請が高まっているということでもある。本委員会はこのことを十分理解し、我が国の小動物医療をリードする方向性を明確に打ち出すことが求められている。今後の小動物医療の質の向上のために、委員各位におかれては、責任を持った立場で、検討への協力をお願いしたい。」旨挨拶され、会議を終了した。